

- 熊本県熊本市若葉一丁目34番1号
- 2 変更しようとする事項
- (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻および閉店時刻
- | | | | | |
|-----|------|---------|------|------|
| 変更前 | 開店時刻 | 午前9時45分 | 閉店時刻 | 午後9時 |
| 変更後 | 開店時刻 | 午前8時 | 閉店時刻 | 午前0時 |
- (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯
- | | | |
|-----|---------|--------------------|
| 変更前 | 駐車場No.1 | 午前9時30分から午後9時30分まで |
| | 駐車場No.2 | 午前9時30分から午後9時15分まで |
| 変更後 | 駐車場No.1 | 午前7時30分から午前9時30分まで |
| | 駐車場No.2 | 午前7時30分から午後0時30分まで |
- 3 変更する年月日
平成16年7月23日
- 4 届出年月日
平成16年6月14日
- 5 届出の縦覧場所及び縦覧期間
熊本県商工観光労働部商工政策課
平成16年6月25日から平成16年10月24日まで

熊本県公告第548号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）附則第5条第1項の規定による届出があったので、同条第4項及び同法第6条第3項の規定により、次のとおりその概要を公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

平成16年6月25日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
サンリブ水前寺店
熊本県熊本市水前寺公園3番28号
- 2 変更しようとする事項
- (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻および閉店時刻
- | | | | | |
|-----|------|------|------|------|
| 変更前 | 開店時刻 | 午前9時 | 閉店時刻 | 午後8時 |
| 変更後 | 開店時刻 | 午前8時 | 閉店時刻 | 午前0時 |
- (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯
- | | |
|-----|--------------------|
| 変更前 | 午前8時30分から午後8時30分まで |
| 変更後 | 午前7時30分から午前0時30分まで |
- 3 変更する年月日
平成16年7月23日
- 4 届出年月日
平成16年6月14日
- 5 届出の縦覧場所及び縦覧期間
熊本県商工観光労働部商工政策課
平成16年6月25日から平成16年10月24日まで

熊本県公告第549号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）附則第5条第1項の規定による届出があったので、同条第4項及び同法第6条第3項の規定により、次のとおりその概要を公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

平成16年6月25日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
サンリブ清水店
熊本県熊本市清水町大字麻生田鶴中981 ほか
- 2 変更しようとする事項
- (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻および閉店時刻
- | | | | | |
|-----|------|-------|------|------|
| 変更前 | 開店時刻 | 午前10時 | 閉店時刻 | 午後9時 |
| 変更後 | 開店時刻 | 午前8時 | 閉店時刻 | 午前0時 |
- (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯
- | | | |
|-----|---------------|--------------------|
| 変更前 | 駐車場No.1～5 | 午前9時30分から午後9時30分まで |
| 変更後 | 駐車場No.1, 3 | 午前7時30分から午後10時まで |
| | 駐車場No.2, 4, 5 | 午前7時30分から午前0時30分まで |
- 3 変更する年月日
平成16年7月23日
- 4 届出年月日
平成16年6月14日
- 5 届出の縦覧場所及び縦覧期間
熊本県商工観光労働部商工政策課
平成16年6月25日から平成16年10月24日まで